

# 教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和5年2月20日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会



# 南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和5年2月20日（月） 午前10時00分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

## 3. 会議次第

開 会 午前10時00分

開議宣告

会議録署名委員の指名 青木委員（南あわじ市） 山本委員（学校組合）

前回会議録の承認

議 事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午前11時58分

## 4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教育長） 浅井 伸 行

（教育委員） 近藤 宰 常、数田 久美子、青木 京、山本 真也

《学校組合》

（教育長） 浅井 伸 行

（教育委員） 狩野 時 夫、近藤 宰 常、山本 真也

## 5. 会議の欠席者

《学校組合》

（教育委員） 本條 滋 人

## 6. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 仲山 和 史、教育次長補兼学校教育課長 上原 泉、

教育総務課長 秀 充 浩、社会教育課長 阿萬野 真 司、

体育青少年課長 山家 光 泰、教育総務課係長 佐々木 友 美、

教育総務課主任 野上 典 子

## 7. 会議に付した事件及びその結果

### 《 共 通 》

南あわじ市議案第5号 令和5年度南あわじ市の教育方針の策定について  
学校組合議案第1号 原案可決

### 《南あわじ市》

- 議案第 6号 議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について  
原案可決
- 議案第 7号 南あわじ市学ぶ楽しさ支援センター条例施行規則制定について  
原案可決
- 議案第 8号 南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について  
原案可決
- 議案第 9号 南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について  
原案可決
- 議案第10号 南あわじ市立小学校及び中学校の職員の服務に関する規程の一部を改正する規程制定について  
原案可決
- 議案第11号 南あわじ市学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程の一部を改正する規程制定について  
原案可決
- 議案第12号 南あわじ市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について  
原案可決
- 議案第13号 南あわじ市指定文化財の指定について（六鈴五獣鏡）  
原案可決
- 議案第14号 南あわじ市指定文化財の指定について（十二神将立像）  
原案可決
- 議案第15号 南あわじ市指定文化財の指定について（羽柴秀吉による禁制書）  
原案可決

### 《学校組合》

- 議案第 2号 議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について  
原案可決
- 議案第 3号 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について  
原案可決

## 1. 開 会

午前10時00分

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

## 2. 会議録署名委員の指名

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、青木委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、山本委員にお願いいたします。

## 3. 前回会議録の承認

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、前回教育委員会定例会会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の教育委員会定例会会議録承認することに決定しました。

## 4. 教育長報告

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

まず、はじめに（１）学校訪問時の授業参観についてです。これは前回の定例会でもご意見いただきました件です。学校訪問の授業参観の際に授業案が配られますが、今後は、これまでの簡略化したものに代えて、授業の内容やねらいがはっきりとわかるものを作成するように各学校へ伝えていきます。授業案の中では、学び合いの要素、子どもをほめる要素など、どのような視点を持って授業を進めていくのかを明確にしてお示しできるようにしたいと思います。

次に、（２）修学旅行についてです。各校長へは修学旅行が本来の目的に沿った内容になっているか見直してほしいと伝えていきます。教育委員会からもひとつの例として、宮城県で東日本大震災について学んだ後、東京ディズニーランドで観光するといった、防災教育を中心とした案を提示しました。この案の課題としては経費面についてですが、宮城県の補助金活用や、修学旅行の実施月や曜日を工夫することで現在の経費と同等に抑えることができるのではないかと考えています。

次に、（３）宮城教育大学での教育長出前講座についてです。２月８日、９日に宮城教育大学において、大学生を対象に南あわじ市で取り組む防災教育について９０分の講義を行いました。南あわじ市と連携協定を結んでいる３教育大学で出前講座を実施していますが、将来教員をめざす大学生に防災教育に興味を持ってもらいたいという思いで講義を行っています。

最後に、（４）偉人マンガについてです。これはB&G財団の補助金を活用し、郷土ゆかりの偉人についてマンガを製作し、地元の小中学校で活用する事業です。現在、鶴澤友路師匠を題材としてマンガの製作をしているところです。完成しましたら、市内の小学校４年生、中学校１年生全員、市内の各学校に配付されます。デジタルデータも提供されますので、タブレットでも読むことができるようになる予定です。また教育委員の皆さまにも冊子をお渡ししたいと考えております。

以上４点につきまして、ご意見等ございませんか。

**【近藤委員】** 授業案のことについてですが、教育長のお話に対する学校側の受け止めはいかがでしたか。

**【浅井教育長】** 校長会で授業案の改善を依頼しましたので、直接の反応というものはわかりませんが、授業案は、授業を見てもらうための資料であると同時に授業改善にもつながるものであるから、教員の負担が大きくなるといった話ではないということは伝えました。

**【近藤委員】** 教員の中には、授業案の作成の経験が大きな研究会での授業だけという方もいらっしゃると思います。研究会での授業案は、いろいろと資料を集めたり意見を聞いたりしながらとことん突き詰めて作成するため大変だとは思いますが、普段の授業参観での授業案は、日頃の授業の中で行っていることを見てもらうために作成す

るものですから、研究会での授業案とはねらいが違うということを十分教員にわかっていただいた上で作成していただけたらと思います。

**【浅井教育長】** 授業を見てもらう機会は年間に何度もあることではありません。教員には、その機会に自分の授業で工夫していることなどを見てもらうチャンスであるとして授業案を作成いただくことで、そのような積み重ねが毎日の授業改善につながっていくのではないかと考えています。授業案は教員が頭の中で描いている授業の展開をペーパー上に表すということだと思います。

**【狩野委員】** 2年に1回の短時間の学校訪問の中で、教育方針の達成状況や学校の状況を確認したいと考えています。短時間の中でも、授業の充実度や先生と子どもたちとの信頼関係がうまくいっているか等が見えてくるものです。ですから、学校訪問時の学校での取り組み状況の報告の中で、教育方針がどこまで達成できているかをコンパクトに報告いただくと、私たちもわかりやすいと思いますので、今後お願いしたいと考えています。

**【上原次長補】** 教育委員さんからの講評を、校長から教員へなかなか返せていない部分があると思います。どんな視点でどのように反映されているのかを見える化できないか検討しているところです。

**【青木委員】** 子どもたちはタブレットを上手に使いこなしていますし、教員の活用も広がっていると思いますので、例えばですが、教育委員がタブレットで書き込んだことがそのまま活用できれば、一旦ペーパー上に落とす作業も省けるのではないかと考えました。

**【浅井教育長】** 教員には完璧を求めているのではなく、自分の視点でできる限りのことをやり、様々な意見をもらって改善につなげていくということが大事なのかなと思います。タブレットのことについては今後の検討とさせていただきたいと考えています。

**【狩野委員】** コロナ禍では、学校行事が大幅に縮小されたり中止されたりしてきましたが、少しずつコロナが落ち着いてくる中で、今が学校行事を精選するチャンスかなと思います。一方、子どもたちの思い出になるような大切な行事まで精選されることのないよう、子どもたちを主体において考えていただきたいと思います。

**【上原次長補】** 狩野委員のおっしゃるように、子どもたちの思いは大切にしよう学校へ伝えていきます。保護者からも行事に対する意見が出ているということを知っています。子どもたちの成長へつながる行事を大事にし、保護者へも伝えていこう各校

長へは話をしています。

【浅井教育長】 この件については、保護者はもちろん、学校評議員会等の意見を交換できる場などでしっかり議論した上で学校としての考え方をきっちり説明していく必要があると思っています。

【數田委員】 先日、淡路三原高等学校2年生の発表を見させていただきましたが、生徒が他の生徒の意見を理解したり自分の意見と比較したりしながら、学び合うということが大事だと思いました。最近の授業は学び合う授業がだんだん減ってきて講義式の授業に戻ってきているように感じます。能動的に活動する時間が授業中にいることが深い学びにつながると思いますのでその点お願いしたいと思います。また、教員側も教える楽しさを実感できる場であってほしいと思います。子どもの成長に出会える瞬間が教員の最大の喜びであると思っています。

【浅井教育長】 淡路三原高等学校の武中校長先生には、高校生の発達段階から考えると、自分の考えを発表するだけでなく、自分たちでできることを実際に行動に移すことで、社会に貢献する意味や重要性、楽しさを感じることができるのではないかとと思うということをお伝えしました。そうでないと高校生としての発表としては少し物足りないのではないかと感じています。提言するだけでなく自分たちでできることは何かを考えることを、8月22日、23日に開催する防災教育フォーラムの運営においても高校生に取り組んでもらえたらと考えています。

【浅井教育長】 他に何かございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

## 5. 議 事

【浅井教育長】 次に、「議事」に移ります。

「議事」につきましては、共通議案1件、南あわじ市議案10件、小中学校組合議案2件を審議いたします。

### ○南あわじ市教育委員会議案第5号



○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号

「令和5年度南あわじ市の教育方針の策定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第5号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号「令和5年度南あわじ市の教育方針の策定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【秀課長】 「令和5年度南あわじ市の教育方針」をご覧ください。前回の定例会で提案しました案から、特に大きな変更等はございません。本案についてご決定いただきましたら、3月定例会にて完成版を配付させていただく予定としております。

以上で説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

【山本委員】 基本方針2の中の「学ぶ楽しさ支援センターの活用」についておたずねしたいのですが、学校の先生が研修をしたり学ぶ場所だと思うのですが、今後は地元の人でも活用できる場所になるのでしょうか。

【秀課長】 学ぶ楽しさ支援センターの3つの機能として、教職員自主研究支援、防災教育の拠点施設、社会的自立支援の場として活用するほか、1階に三原志知公民館が入りますので、地域との連携も進めていきます。今回1期工事が終わり、外観等の修繕を行いました。今後施設を活用しながら必要なものを2期工事の中に反映させていきたいと考えています。学ぶ楽しさ支援センターは活用しながら成長していく施設だと考えておりますので、今後もいろいろご意見をいただければと思っております。

【山本委員】 最近、金融教育という言葉聞くようになりましたが、学ぶ楽しさ支援センターは、学校の先生方が金融のしくみ等を勉強したり研究するためにも活用できるのでしょうか。子どもたちに金融教育をするために先駆けて、先生方が勉強する場があればと思います。

【上原次長補】 海外では金融教育が進んでいる国があります。日本でも金融庁からの出前講座等が学校にも入ってきている部分があります。もし市内で金融教育を勉強したい先生方が研究グループを立ち上げれば、支援センターを活用していただくことはできます。

【浅井教育長】 支援センターのそれぞれの機能は4月1日からすべて立ち上げて取り組んでいきます。取り組みながら、2期工事も進めていきたいと思います。

教育には、がん教育、消費者教育、金融教育などさまざまなものがあります。子どもたちに必要な教育は、学習指導要領で細かく決められているため金融教育に特化して大きく取り上げるだけの時間がなかなか取れないのが現状です。

【山本委員】 今後も、先生の勉強会の状況などを情報提供いただけたらと思います。

【青木委員】 学ぶ楽しさ支援センターには3つの機能があると書いてありますが、4つの機能ではないのですか。

【秀課長】 3つの機能と、地域連携としての機能をあわせて4つの機能ですが、地域連携に特化した施設ではないため、ここでは3つの機能としております。

【數田委員】 学ぶ楽しさ支援センターについて見学できる機会があればお願いしたいと思います。実際に施設を見ることで協議できることもあるのではないかと考えています。

【秀課長】 2月28日に第1期工事が完成し、3月上旬に引越作業をする予定です。それ以降で教育委員の皆さまに見学いただける日程を調整させていただきたいと考えております。

【青木委員】 学ぶ楽しさ支援センターは成長していく施設だというお話がありました。とてもいいことだと思います。みんなで一緒につくっていきましょう、みんなで一緒にやりましょうという思いが、先生や地域の方に伝わっていただきたいですから、なにか見てわかる資料などがあればと思いました。

【秀課長】 ありがとうございます。なにか見える形になるようにしたいと思います。

【數田委員】 特別な支援を必要とする子どもが増えております。人的な配置は今でもしていただいておりますが、まだまだ足りない部分があると思います。授業についていけなくて悩んでいる子どもがたくさんいますので、人的な支援を増やせるように働きかけをお願いしたいと思います。

【上原次長補】 人的支援については、予算上難しい面もありますが、スクールソーシャルワーカー、学校運営支援対策員、学校指導員等をさらに活用して、子どもへの対策をこれからも進め、分析や検討に民間の力も活用して、学ぶ楽しさ支援センターで

も取り組んでいきたいと思えます。

【浅井教育長】 ほかに何かございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

これら2件につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第5号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第5号及び小中学校組合議案第1号は、原案のとおり決定されました。

## ○南あわじ市教育委員会議案第6号

「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第6号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### 令和4年度南あわじ市一般会計補正予算(第8号)

【仲山次長】 私からは、議案第6号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」、その内容であります「令和4年度南あわじ市一般会計補正予算(第8号)」及び「令和5年度南あわじ市一般会計当初予算」につきましてご説明申し上げます。

この案件につきましては令和5年2月21日に招集される、令和5年第118回南

あわじ市議会定例会に提案予定の議案でございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されている事件に該当し、市長より意見を求められているため、本日の定例会に上程するものでございます。

まず、令和4年度南あわじ市一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、歳入について説明させていただきます。14款：国庫支出金、2項：国庫補助金で4,169万1,000円補正増しております。主な内容としましては、幼稚園小学校の大規模改造工事に係る交付金であります学校施設環境改善交付金の増によるものでございます。なお、学校施設環境改善事業としましては、北阿万小学校予防改修、市小学校特別教室整備工事3,771万円増及び湊幼稚園予防改修工事960万円増の工事を予定しています。

15款：県支出金、2項：県補助金で41万4,000円増しております。これは、小学校体験事業補助金が減、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金の増によるものでございます。

15款：県支出金、3項：委託金で940万円を減額しております。これは、南あわじがんばり学びタイム事業委託金、スクール・サポート・スタッフ配置事業委託金の減によるものでございます。

18款：繰入金 2項：基金繰入金で1,110万円補正減しております。学ぶ楽しさ日本一基金繰入金1,110万円を減額しております。防災ジュニア養成事業、島外選手派遣事業、アジア国際子ども映画祭に關しての減でございます。

20款：諸収入、4項：受託事業収入で1億15万円補正減しております。これは、文化財保護調査に係る面積減・入札減などによる文化財保護調査受託事業収入の減によるものでございます。

5項：「雑入」の「説明」欄をご覧ください。「学校教育課雑入」で74万1,000円補正減しております。これは、小学校体育関係事業及び外国人講師招致事業に係る、市全体の事業費の補正減に伴う組合負担金の減によるものでございます。

21款：市債、1項：市債につきましては、5,190万円補正増しております。主な内容としましては、社会教育債や保健体育債で減があったものの、先ほどご説明いたしました北阿万小学校予防改修、市小学校特別教室整備工事の学校教育債の増、湊幼稚園予防改修工事の幼稚園債の増により増額となっております。

歳出について説明させていただきます。

10款：教育費、1項：教育総務費で3,634万7千円補正減しております。主な内容としましては、小中学校通学バス運行業務委託料820万円、学ぶ楽しさ支援センター整備工事費500万円、スクール・サポート・スタッフ配置事業負担金560万円、修学旅行キャンセル料等支援事業補助金580万円及び小中学校組合負担金

464万7,000円などの減によるものでございます。

2項：小学校費で1億1,251万5,000円を補正増しております。主な内容としましては、先ほど説明しました北阿万小学校予防改修、市小学校特別教室整備工事請負費1億1,307万2,000円、コロナ対策のための消耗品費720万円の増額したことによるものでございます。

3項：中学校費で579万円を補正減しております。主な内容としましては、三原中学校運動場フェンス改修工事が入札不調により480万円減しております。

4項：幼稚園費で2,697万8,000円増額しております。主な内容として湊幼稚園予防改修工事2,880万円の増額です。

5項：社会教育費で1億4,820万円を補正減しております。主な内容としましては、調査面積の減・入札減に伴う発掘調査委託料1億1,100万円の減、玉青館エレベーター改修工事入札不調により2,520万円の減、アジア国際子ども映画祭未実施のため補助金1,200万円の減によるものでございます。

6項：保健体育費で892万7,000円を補正減しております。主な内容は、給食センター維持管理工事費380万円の減、公用車購入で200万2,000円の減、学校給食管理システム使用料126万円等の減によるものでございます。

以上で、令和4年度南あわじ市一般会計補正予算（第8号）につきましての説明とさせていただきます。

#### **令和5年度南あわじ市一般会計予算（教育委員会関係抜粋）**

**【仲山次長】** つづきまして、令和5年度南あわじ市一般会計当初予算について、説明させていただきます。

「令和5年度 一般会計予算書（教育委員会関係抜粋）」をご覧ください。

市全体では、歳入歳出それぞれ293億4,000万円と定めており、前年度比約1.0%増となっております。その中で、教育委員会関係予算は、29億5,468万5,000円と決めました。これは、一般会計全体の約10.1%を占めており、全体に占める割合では前年度比で約0.1%の減となっております。

予算の内容につきましては、事業概要説明書により各課長から主な事業の概要説明をさせていただきます。

**【秀課長】** 事業概要説明書により、はじめに教育総務課関係予算をご説明いたします。

「ICT環境整備事業」につきましては、GIGAスクール構想により1人1台のタブレット運用管理のための情報端末運用管理等業務委託料7,616万円、電子黒板借上料等1,701万円、校務事務に使用するパソコン、セキュリティ強化を図るクラウドサービスへの移行、常駐SE1名及びICT支援員4名を配置し、各学校を巡回訪問してICTの環境整備や研修等の支援を行う教育情報システム保守管理委託料1億4,354万円の予算計上を行っています。

次に、「学ぶ楽しさ支援センター運営事業費」につきましては、学ぶ楽しさ支援センターの3機能である教職員自主研修支援、防災教育の拠点づくり、子どもたちの社会的自立支援を実施するための費用です。主な事業については、B&G財団の援助で実施する子どもの第三の居場所運営事業において、専門的な知識を有するNPO法人等への運営委託費1,060万円、本市教職員の資質向上をめざし、教職員が主体的に学ぶ自主研修への支援、地域防災の担い手を育成する防災教育サテライト校の設置準備、センター開所記念として開催する防災教育フォーラムの運営費用、センター長等の人件費等1,760万円計上しております。

次に、「小学校施設改修事業」につきましては、市小学校耐力度調査委託料として400万円、市内小学校音楽室空調設置実施設計委託料460万円、北阿万小学校予防改修の一部校門設置部分の工事監理委託料及び改修工事費として490万円計上しています。また、北阿万小学校予防改修工事及び市小学校特別教室整備工事は、国の補正予算の関係で、令和4年度3月補正に予算計上し、工事を令和5年度に実施する予定となっております。

次に、「小中学校施設営繕事業」につきましては、特定の目的を持った部分的な施設改修であります営繕工事として、阿万小学校プール改修、辰美小学校トイレ洋式化、三原中学校体育倉庫改修工事等で3,270万円を計上しております。

次に、子どもの遊び場づくり事業につきましては、平成31年4月から5年計画で遊具の整備を行っています。令和5年度は最終年度となり、阿万小学校で900万円予算計上しております。

最後に、「淡路三原高等学校地域活動支援事業」につきましては、令和4年度から概ね3年間の事業となっております。淡路三原高校の生徒たちが、南あわじ市の魅力や課題などを学び、地域振興と地域貢献に寄与する活動に対して補助を実施するもので、事業費として100万円を計上しております。

教育総務課からは以上です。

**【上原次長補】** 次に、私からは学校教育課関係予算について説明いたします。

多くの事業がございますので、大きく変更があった部分をご説明します。

「読書活動推進事業」につきましては、来年度は大幅に事業費を追加し、1,160万円となっております。学校図書館の整備を進めるとともに、学校司書を現在の2名から1名増員し、3名といたします。読書活動推進員と市立図書館と共に学校と連携し、子どもの読書活動を推進してまいります。

次に、「小学校民間プール活用事業」が新たに始まります。市内の民間屋内プールを活用し、天候に左右されずに安全安心で専門性の高い水泳指導員に指導に入っただき授業を進めます。民間活用により、学校のプール施設の老朽化による改修費の削減や熱中症等の解消にもなります。事業費として、バス借上料、プール使用料880万円を計上しています。

次に、「離島留学支援事業」につきましては、今年度、小学生2名、中学生18名が離島留学生として沼島小学校、沼島中学校へ通学しております。来年度も同数程度の離島留学があると想定されており、通学にかかる乗船料、通学バス運行委託料として1,083万円計上しております。

学校教育課からは以上です。

【阿萬野課長】　　続きまして、社会教育課関係予算について、私からご説明いたします。

「歴史文化遺産活用事業」につきましては、328万円を計上しております。松帆銅鐸をはじめとした歴史文化遺産の認知度向上を目的として実施しており、歴史文化遺産活用事業補助金として歴史を活かしたまちづくり実行委員会に200万円を補助しております。主に夏休みに子どもたちへの体験学習の実施や松帆銅鐸の国重要文化財登録への機運を高める活動を行っております。来年度は日本遺産関係で播磨町との交流事業等を計画しております。

「淡路人形浄瑠璃の伝承」につきましては、淡路人形座への運営補助金2,000万円、淡路人形浄瑠璃保存伝承事業補助金3,560万円等を計上しております。

「美術館の改修事業」につきましては、松帆銅鐸の国重要文化財指定へ向けての働きかけとして、国重要文化財が展示できる環境整備のため改修を行います。内容としては、エレベーター更新工事、2階展示室改修工事等全部で5,060万円を計上しております。

「公民館改修事業」につきましては、市地区公民館が中央公民館へ移転することに伴い、中央公民館改修工事を実施します。主な内容としましては大ホール音響設備の改修等で1億720万円の計上となっております。

「森林環境譲与税活用事業」につきましては、慶野松原保存のための松くい虫防除事業、名勝慶野松原保存活用計画策定事業等で890万円の計上となっております。

社会教育課からは以上です。

【山家課長】　　続きまして、体育青少年課関係予算について、私の方からご説明いたします。

「夢プロジェクト事業」につきましては、著名なスポーツ選手や文化人等を講師として招き、講演会を開催してスポーツや文化の魅力や楽しさ、努力する大切さを学ぶ機会を提供する事業です。来年度は事業費を追加し、事業の充実を図ってまいります。三原中、広田中、松帆小、湊小、辰美小、志知小、榎列小学校での実施を予定しており、400万円を計上しています。

「アフタースクール事業」につきましては、放課後の時間において、子どもが自ら考え主体的に行動し、判断できる力やコミュニケーション能力を培い、ふるさとを誇りに思える心を養うことを目的に実施しており、学童保育と放課後子ども教室を融合した事業となっており、本市独自の事業です。広田、倭文、湊、八木、神代、福良の

7校区で現在実施中です。来年度は辰美、北阿万を追加し、運営してまいります。主な経費はスタッフ人件費、NPO法人への委託料、講師等謝礼等で1億81万円を計上しております。

「学童保育事業」につきましては、共働きの子どもを中心に、放課後の居場所を提供する事業です。スタッフ人件費、私立保育園運営委託料等4,766万円を計上しております。来年度は、今年度アフタースクール事業へ移行した分が減額となっております。

「放課後子ども教室」につきましては、文科省の事業として、おやつづくり等の体験活動や交流などを通して子どもたちが安全に過ごせる居場所づくりを提供しています。350万円の予算計上となっており、現在、志知、沼島、辰美の3校区で実施しておりますが、来年度は辰美校区がアフタースクールへ移行することで予算減となっております。

「子育て施設等の感染拡大防止対策」につきましては、国県の補助等を受けて、学童保育所等の感染症対策を行ってまいります。

**【浅井教育長】** 説明が終わりました。

少し補足しますと、小学校音楽室への空調設置工事については、全小学校について2期に分けて3年間で実施する予定です。令和6年に8校、令和7年に7校の実施を計画しております。

「小学校の民間プール活用事業」については、サンプルでは八木小、榎列小、市小学校の3校が、ゆーぶるでは湊小、松帆小学校の2校が実施するもので、子どもたち及び教職員の負担軽減を図ります。今後の展開については事業を実施しながら考えていきたいと思っております。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

**【青木委員】** 来年度、阿万小学校のプールを1,500万円かけて改修するようですが、民間プールを活用していく方向とは異なると思うのですが、今後どのようになりますか。

**【秀課長】** 民間施設を活用したプールの授業は、移動時間を考慮して、民間プール施設に近い学校でモデル事業として実施していきます。また、拠点校という考え方から、沼島小学校と阿万小学校との合同授業を想定し、阿万小学校のプールの改修を実施する予定です。

**【數田委員】** 現在、南あわじ市文化体育館（元気の森ホール）にはエレベーター設備がなかったと思いますが、現在は整備されていますか。



【山家課長】 この件に関しましては、以前より要望があることを把握しております。  
文化体育館は比較的新しい施設ですが傷みが激しくなっております。今後、大規模改修を計画する中で、エレベーターについても整備できたらと考えております。

【浅井教育長】 他に質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議  
ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第6号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴  
取について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第6号は、原案のとおり決定されました。

#### ○南あわじ市教育委員会議案第7号

「南あわじ市学ぶ楽しさ支援センター条例施行規則制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第7号「南あわじ市学ぶ楽しさ支援センタ  
ー条例施行規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【秀課長】 令和5年4月開館の南あわじ市学ぶ楽しさ支援センターの設置に伴い制定  
された条例の施行に関し、必要な事項を定めるものです。施設の管理運営方法、利用  
方法、施設の運営等に携わる委員の設置等、具体的事項について定めるものです。な  
お、附則で令和5年4月1日を施行日としております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

【青木委員】 第2条、第3条で、平日の午前9時から午後5時までが開館時間と定められていますが、先生方はどうやって施設を利用するのでしょうか。

【秀課長】 原則は先ほどおっしゃられたように定めておりますが、条例で、特別の事情がある場合は開館時間や休館日を変更することができるかと定めておりますので、先生方が研修をする場合などは状況に応じて運用していきたいと思っております。

【浅井教育長】 他に質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。  
お諮りします。  
本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。  
よって、直ちに採決します。  
南あわじ市教育委員会議案第7号「南あわじ市学ぶ楽しさ支援センター条例施行規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。  
よって、南あわじ市教育委員会議案第7号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第8号

「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号

「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第8号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」の2件を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

【秀課長】 これら2つの議案につきましては、どちらも令和5年度の各課の係名及び事務分掌の見直しをするために改正を行うものです。どちらの規則改正も教育総務課を現在の庶務係及び教育施設係の2係から総務係、教育環境係及びICT推進係の3係に変更すること、各所管課の事務分掌変更等が主なものです。

南あわじ市教育委員会議案第8号については、これらの改正に加え、体育青少年課体育係をスポーツ推進係に変更すること、各所管課に部活動地域移行、学ぶ楽しさ支援センターとの連絡調整等を追加するものです。なお、附則で令和5年4月1日を施行日としております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

これら2件につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第8号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号、「教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第8号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号は、原案のとおり決定されました。

#### ○南あわじ市教育委員会議案第9号

「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第9号「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【秀課長】 特別休暇として規定されている出勤等困難休暇申請の決裁にかかる合議はこれまで教育総務課長と総務課長合議とされておりましたが、コロナ感染症り患等に伴う取得件数が増え、会計年度任用職員の同休暇申請の決裁にかかる合議については教育総務課長とすること、また各課の所管事務を現行に合わせるため改正をするため所要の改正を行うものです。なお、附則で令和5年3月1日を施行日としております。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第9号「南あわじ市教育委員会議案南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異

議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第9号は、原案のとおり決定されました。

#### ○南あわじ市教育委員会議案第10号

「南あわじ市立小学校及び中学校の職員の服務に関する規程の一部を改正する規程制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第10号「南あわじ市立小学校及び中学校の職員の服務に関する規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

【上原次長補】 この規定の一部改正については、これまで小中学校職員の出勤簿の取扱いに関しては県立学校の規定に準じておりましたが、県立学校の出勤簿がシステム移行したことに伴い、県立学校教職員出勤簿取扱要綱が廃止されることとなったため、所要の改正をするものです。なお附則で施行日を令和5年4月1日としております。  
以上で提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第10号「南あわじ市立小学校及び中学校の職員の服務

に関する規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第10号は、原案のとおり決定されました。

#### ○南あわじ市教育委員会議案第11号

「南あわじ市学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程の一部を改正する規程制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第11号「南あわじ市学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

【上原次長補】 この規程の一部改正については、南あわじ市立小学校及び中学校の教職員の労働時間を正確に把握するための基礎資料を、出勤簿から、詳細を記録した記録簿に変更するとともに、医師の面接指導を受けることになった教職員が面接指導を受ける際のサービスについて、その時間を勤務時間として取り扱う改正をするものです。  
なお、施行日を令和5年3月1日と定めております。  
以上で提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第11号「南あわじ市学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第11号は、原案のとおり決定されました。

#### ○南あわじ市教育委員会議案第12号

「南あわじ市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第12号「南あわじ市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【山家課長】 この規則の一部改正は、利用者の利便性を高めるため、主に2点の改正を行うものです。1点目は、スポーツセンターの休館日について、必要に応じて開館日に変更することができるように改正するもの、2点目は、スポーツセンターの使用許可申請について申請開始日が文化体育館と他施設で違いがあったものを、全施設で使用しようとする日の属する月の6箇月前の初日以降に統一する改正を行うものです。なお、附則でこの規則の施行日を令和5年4月1日と定めています。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第12号「南あわじ市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第12号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第13号

「南あわじ市指定文化財の指定について（六鈴五獣鏡）」

○南あわじ市教育委員会議案第14号

「南あわじ市指定文化財の指定について（十二神将立像）」

○南あわじ市教育委員会議案第15号

「南あわじ市指定文化財の指定について（羽柴秀吉による禁制書）」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第13号ないし議案第15号「南あわじ市指定文化財の指定について（六鈴五獣鏡）（十二神将立像）（羽柴秀吉による禁制書）」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【阿萬野課長】 これらは、南あわじ市文化財保護審議会において答申を受けた有形文化財3件の市指定について提案するものであります。

議案第13号「六鈴五獣鏡」は、市所有で玉青館に所蔵されており、祭具として用いられたと考えられ、鏡面の直径は11.2cm、周辺には欠損部分があり6鈴のうち5鈴が残っています。外周には1条の波状線の内側に5頭の神獣が施されており、古墳時代後期に製作された貴重な考古資料です。

議案第14号「十二神将立像」は、榎列掃守の栄福寺所蔵で、本尊薬師如来の両脇に16cm前後の像を6軀ずつ左右2基の岩座に安置されています。造形は、当初の彩色こそ失われているものの、動静は力強く繊細で十二神将それぞれが見ごたえのある群像となっており、14世紀（室町期）の貴重な彫刻です。

議案第15号「羽柴秀吉による禁制書」は、市市の法蔵寺所蔵で、秀吉が発給した禁制書の中で、現存する最も初期の希少性の高いものであり、記載の内容より中世移



行説を検証し得る貴重な古文書です。

以上の理由から、これらの3件は、淡路島の歴史及び鑑賞上、学術上の価値が高い文化財と認められるので、市が指定及び保護していく必要があるものと考えます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第13号ないし議案第15号「南あわじ市指定文化財の指定について(六鈴五獣鏡)(十二神将立像)(羽柴秀吉による禁制書)」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第13号なし議案第15号は、原案のとおり決定されました。

【浅井教育長】 これらの文化財は、教育委員の皆様に見ていただけることができるようであれば、調整して機会を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

#### ○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号

「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」

【浅井教育長】 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号「議会の議決

を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**【秀課長】** この案件につきましては令和5年2月22日に招集される、令和5年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会に提案予定の議案のうち条例2件、予算2件の計4件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されている事件に該当し、管理者より意見を求められているため、本日の定例会に提案するものでございます。

私からは、条例2件についてご説明申し上げます。

#### 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育振興基本計画策定委員会条例制定について

**【秀課長】** 最初に、「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育振興基本計画策定委員会条例制定について」の提案理由について説明いたします。

この条例は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するに当たり、有識者等からの幅広い意見を反映させるために策定委員会を設置するものです。なお、附則でこの条例を公布の日と定めています。

#### 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定について

**【秀課長】** 次に、「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定について」の提案理由について説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正（平成27年4月1日施行）により、一般職であった教育長が常勤の特別職とされるとともに、職務に専念する義務が定められたことに伴い、その特例について条例で定めるものです。なお、附則でこの条例を公布の日と定めています。

#### 令和4年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第1号）

**【仲山次長】** 私からは、令和4年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第1号）及び令和5年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計当初予算につきましてご説明申し上げます。

まず、令和4年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ329万3,000千円を減額しております。

まず、歳入でございます。

1款：分担金及び負担金、1項：分担金691万6,000円を減額し1億3,3

49万1,000円とするものでございます。

3款：国庫支出金、1項：国庫補助金58万5,000円を追加し、75万1,000円とするものでございます。

4款：県支出金、2項：県委託金110万円を減額し、8万4,000円とするものでございます。

6款：繰越金、1項：繰越金583万8,000円を追加し、583万9,000円とするものでございます。

8款：組合債、1項：組合債170万円を減額し、490万円とするものでございます。

歳出でございます。

2款：総務費、1項：教育管理費4万7,000円を追加するものでございます。内容としましては、行政不服審査委員報酬を追加するものです。

3款：教育費、1項：教育総務費388万3,000円を減額するものです。主な内容としまして、会計年度任用職員報酬120万円の減、スクール・サポート・スタッフ配置事業負担金70万円の減額等によるものです。

2項：小学校費で13万3,000円を追加するものでございます。内容としましては、校舎等営繕工事費、小学校体育関係負担金、外国人講師招致事業負担金等で減額があったものの、光熱水費等の高騰により需用費が133万円増額となったため、追加するものです。

3項：中学校費で410万円減額するものでございます。

内容としましては、校舎等営繕工事費や外国人講師招致事業負担金等で減額があったものの、光熱水費等の高騰により需用費が124万円増額となったため、追加するものです。

以上で、令和4年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

## 令和5年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算

【仲山次長】 つづきまして、令和5年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計当初予算について、説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,504万1,000千円と定めるものでございます。

歳入歳出予算について事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入で、1款：分担金及び負担金、1項：分担金1億5,483万6,000円、南あわじ市、洲本市からの分担金で、当初予算見込額を学校基本調査の児童・生徒数により按分しております。

2款：使用料及び手数料、1項：使用料23万円、学校体育施設使用料でございます。

3款：国庫支出金、1項：国庫補助金969万円、理科教育施設整備費等補助金、特別支援教育就学奨励費補助金、要保護児童援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金でございます。

4款：県支出金、1項：県補助金162万8,000円、県補助金を受けて実施する事業に対する補助金で、小学校体験活動事業、中学校費補助金がトライやる・ウィーク推進事業外3件の事業、スクール・サポート・スタッフ配置事業に対する補助金でございます。

2項：県委託金24万円、ひょうごがんばりタイム事業の委託金でございます。

5款：寄附金、1項：寄附金1,000円、科目設定でございます。

6款：繰越金、1項：繰越金1,000円、科目設定でございます。

7款：諸収入、1項：雑入33万6,000円、日本スポーツ振興センター保護者負担金等でございます。

8款：組合債、1項：組合債680万円、義務教育施設整備事業でございます。

歳出でございます。

1款：議会費、1項：議会費81万円、議員報酬が主なものでございます。

2款：総務費、1項：総務管理費98万1,000円、小中学校組合運営にかかる総務経費でございます。

2項：監査委員費7万円、委員報酬でございます。

3款：教育費、1項：教育総務費8,729万2,000円のうち、1目：教育委員会費78万7,000円、教育委員会の運営経費で、教育委員報酬が主なものでございます。

2目：事務局費2,204万1,000千円、事務局職員人件費負担金が主なものでございます。

3目：教育振興費6,446万4,000円、小中学校教諭補助に係る人件費、情報端末運用管理等業務委託料、電算機器借上料、小中学校就学援助費などが主なものでございます。

2項：小学校費3,355万9,000円のうち1目：学校管理費2,376万円、学校用務員の会計年度任用職員報酬、需用費として光熱水費、物件費として各種手数料、各学校施設維持管理委託料、校舎等営繕工事費が主なものでございます。

2目：教育振興費979万9,000円、各種負担金が主なものでございます。

3項：中学校費2,569万7,000円のうち1目：学校管理費1,812万4,000円、学校用務員の会計年度任用職員報酬、需用費として光熱水費、物件費として各種手数料、各学校施設維持管理委託料、校舎等営繕工事費が主なものでございます。

2目：教育振興費、757万3,000円、各種負担金が主なものでございます。

4款：公債費、1項：公債費1,563万2,000円、長期借入金償還元金、長期借入金償還利子が主なものでございます。

5款：予備費、1項：予備費で100万円でございます。

以上で令和5年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

【狩野委員】 南あわじ市、洲本市からの分担金は児童生徒数で按分しているということですが、毎年、児童生徒数により調整しているのですか。

また、中学校費の中に、田主割負担金とありますが、これについて教えていただけますか。

【秀課長】 分担金は、毎年5月1日現在の児童生徒数により按分し算出しています。

田主割負担金については、学校施設に関して水利の負担金を支払っております。

【狩野委員】 令和4年4月現在で洲本市児童生徒数をみてみますと、427名中、57名となっており、割合にすると13%です。今後も増加する傾向にないと思いますので、洲本市からの分担金がだんだん減少していくということでしょうか。

【秀課長】 洲本市からの分担金は減少傾向にあります。児童生徒数の割合は、南あわじ市合併時は8：2の割合でしたが、現在は9：1となっております。

【浅井教育長】 ほかに質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

んか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号は、原案のとおり決定されました。

## 6. 協議及び報告事項

【浅井教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

### (1) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【浅井教育長】 次に、「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧ください。

## 7. その他

【浅井教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。

何かございませんか。

### ○5月の教育委員会定例会の日程調整について

【秀課長】 5月の教育委員会定例会については、5月31日(水)午前10時00分から第2別館第5会議室で開催したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。例年、5月は総合教育会議を開催しておりますことから、この日に総合教育会議を開催する場合は、教育委員会定例会を午前9時からとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【浅井教育長】 他にないかございませんか。

### ○淡路三原高等学校2年生による南あわじ市の課題と解決に向けた提案の発表会について

【山家課長】 去る2月17日に、淡路三原高等学校2年生による南あわじ市の課題と解決に向けた提案の発表会をご案内しましたところ、數田委員、狩野委員に御参加いただきありがとうございました。

この度の発表に関しては、学校と調整しながら、ポスターセッションのポスター掲示やホームページ等で広くPRしていきたいと考えております。

【浅井教育長】 他になにかございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 ないようですので、これでその他を終了します。

## 7. 閉 会

【浅井教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

午前11時58分